

◇大阪市火災予防条例施行規則及び大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則

- 1 火を使用する設備等の設置等の届出及び防火対象物点検票について所要の整備をすることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和8年3月31日から施行することにしました。

(消防局予防部予防課)